

太田市教育委員会 様

新入学児童生徒学用品費の受給に係る誓約書

新入学児童生徒学用品費の入学前支給を受けるにあたり、以下の事項を厳守することを誓約いたします。

記

- 1 令和9年4月1日に公立の小・中・義務教育学校に入学すること。
- 2 新入学児童生徒学用品費受給後、次のいずれかに該当となった場合、
新入学児童生徒学用品費を返還すること。
 - ① 小・中・義務教育学校の入学日以前に太田市外に転出する場合
 - ② 令和9年4月に公立の小・中・義務教育学校に入学しない場合
 - ③ 世帯状況の変化、転居等で就学援助の認定が取消となる場合

令和 年 月 日

住所

入学予定者氏名

申請者氏名

入学予定の学校名
